

告示 第 77 号

地方税法第20条の2及び串本町税条例第18条の規定に基づき、次の者に対する書類を居所不明等により公示送達する。

公 示 送 達 書	
令和7年6月24日	
下記送達書類は、串本町役場税務課に保管してありますから受領してください。	
串本町長 田 嶋 勝 正	
氏 名	送 達 の 根 拠 法 令
別紙のとおり	地方税法第24条及び第294条

(注意)
地方税法第20条の2の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。